

第18期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年6月25日（木曜日）
午前10時30分

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

会場変更 昨年と開催場所を変更しております。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えのないようご注意願います。

議決権行使期限 平成27年6月24日（水）
午後6時まで

目次

■ 第18期定時株主総会招集ご通知 …… 1

【添付書類】

■ 事業報告 …… 4

■ 計算書類 …… 19

■ 監査報告書 …… 22

■ 株主総会参考書類 …… 24

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役賞与支給の件

証券コード 9422

平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
コネクシオ株式会社
取締役社長 井上 裕雄

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途34頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

※ 各議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 **平成27年6月25日（木曜日）午前10時30分**（開場午前10時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件
決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役7名選任の件
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案** 取締役賞与支給の件

以上

お知らせ

1. 当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・計算書類の個別注記表なお、監査役および会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している個別注記表となります。
2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

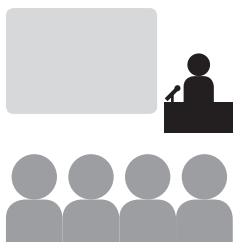
当社ホームページ <http://www.conexio.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。)

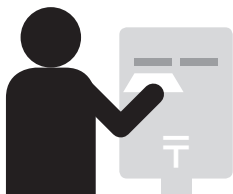
また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。



株主総会開催日時	平成27年6月25日(木曜日) 午前10時30分
----------	--------------------------

書面にて行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



行使期限	平成27年6月24日(水曜日) 午後6時到着分まで
------	---------------------------

インターネットにより行使いただく場合

ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細につきましては34頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。



行使期限	平成27年6月24日(水曜日) 午後6時まで
------	------------------------

(お願い)

- ◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- ◎当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、節電等のため、当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 会社の現況に関する事項

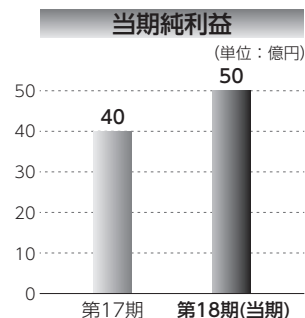
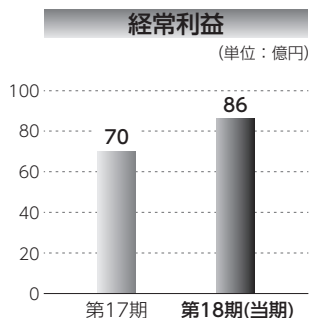
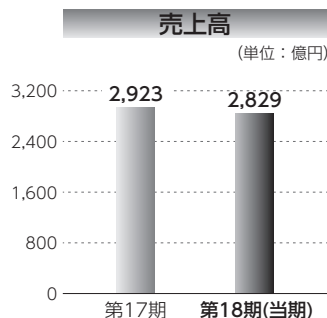
(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和を背景に、大企業を中心に企業収益や雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな景気回復基調で推移しました。一方、個人消費につきましては消費税増税や物価上昇により持ち直しの動きに遅れが見られるなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社が事業活動を展開する携帯電話市場におきましては、消費税増税前の駆け込み需要の反動で4月の端末販売が落ち込んだものの、その後は、通信キャリア大手各社による新料金プラン等のサービスの開始や人気機種をはじめとした新商品が発売され、3月商戦が盛り上がりを見せたこともあり、端末販売は順調に推移しました。また、3月には大手2社から光回線の取扱いが開始され、固定回線の獲得競争も始まりました。

このような事業環境の中、当社の端末販売も年度当初の駆け込み需要の反動減から持ち直し、販売台数は298万台(前年度比2.6%減)となりました。一方で、携帯販売に伴う周辺ビジネスに注力し、お客様一人当たり、一社当たりの収益を向上させるとともに、市場の変化に左右されにくい経営体質を目指したコスト構造改革も進めました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,829億61百万円(同3.2%減)、営業利益85億92百万円(同23.3%増)、経常利益86億82百万円(同23.1%増)、当期純利益50億13百万円(同25.3%増)となりました。



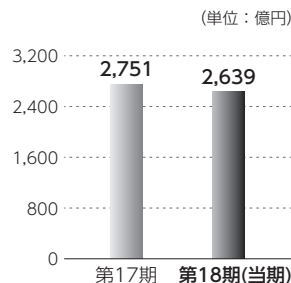
セグメントの業績は、次のとおりであります。

(コンシューマ事業)

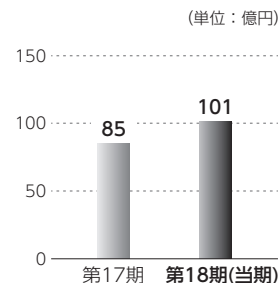
コンシューマ事業につきましては、新料金プラン等のサービスの勧奨やタブレット端末の販売に注力するとともに、33店舗のキャリア認定ショップの移転・改装を行い、お客様満足度の向上に努めました。また、スマートフォン利用者にとって必需品となりつつあるアクセサリ等の携帯周辺商材やポータルサイト「nexi（ネクシィ）」を始めとしたコンテンツの拡販にも積極的に取り組むと同時に販売現場の生産性向上等も推進しました。

この結果、当事業年度の売上高は2,639億94百万円（前年度比4.1%減）、営業利益は101億31百万円（同19.1%増）となりました。

コンシューマ事業 売上高



コンシューマ事業 営業利益

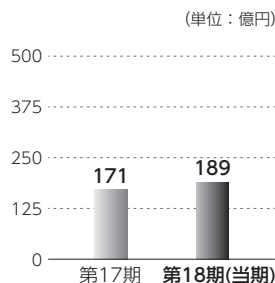


(法人事業)

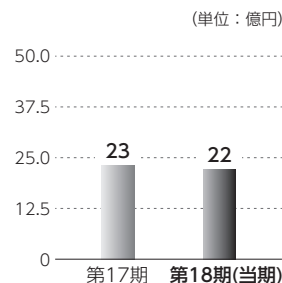
法人事業につきましては、企業の投資意欲が改善傾向にある中、通信キャリア間の競争が年々激化しております。その中で当社は、提案営業の強化を行い、特にタブレット端末を含むスマートフォンの販売やマネージドサービス、mbs（モバイルビジネススイート）、営業支援システム等のクラウドサービスの獲得を進めました。また、プリペイドカード（POSAカード）の販売についても好調に推移しました。M2Mソリューションにおいては、パートナーとの協業を開始する等、新たなビジネス展開を始めました。

この結果、当事業年度の売上高は189億67百万円（前年度比10.3%増）、営業利益は22億23百万円（同3.9%減）となりました。

法人事業 売上高



法人事業 営業利益



(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は19億38百万円であり、直営キャリア認定ショップの移転・改装及びシステム関連投資が主体であります。

(3) 対処すべき課題

昨年から取り組んでまいりました市場の変化に左右されにくい経営体質作りを継続していくことに加え、既存事業の収益率の向上を図るとともに、成長事業や新規事業への投資を推進し新たな収益軸を確立することが次期の課題であると考えております。経営課題として認識している以下の活動に注力してまいります。

① 既存事業の収益率向上

携帯周辺商材・コンテンツ、法人向けクラウドサービスなどの販売を拡充し、お客様一人当たり、一社当たりの収益増大を図ってまいります。加えて、リアル拠点の強みを活かした光回線の獲得最大化やネットビジネスの収益多様化に努めます。また、引き続きコスト構造改革を継続し、適正な経費水準を維持していきます。

② 伸長市場／新規事業へ注力

お客様・販売拠点・スキルを持った人材などの既存の資産を基盤とし、関連ビジネスの拡大機会を探るとともに、プリペイドカードなどの成長事業において販路の強化を図っていきます。加えて、積極的な新規事業への投資を推進し、新たな収益軸の確立を早期に目指してまいります。

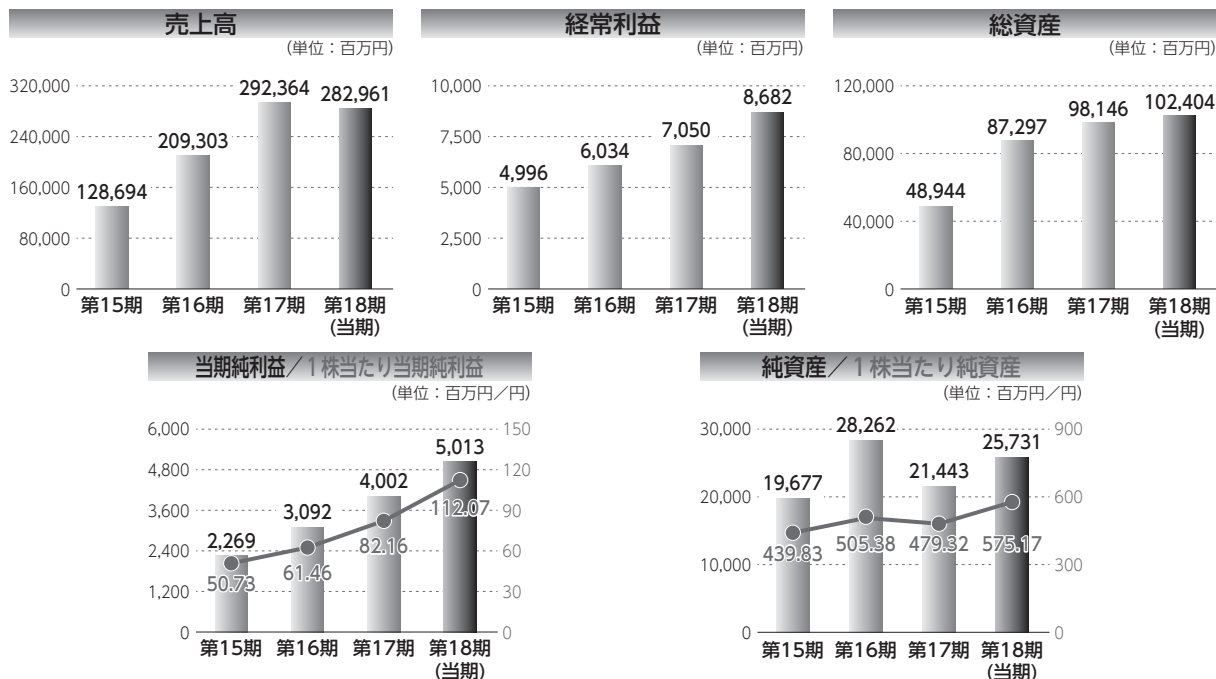
③ 人材の育成／環境整備

人材育成体系を再整備し従業員の成長を支援すると同時に、多様な働き方の促進を含め「働き方改善」を発展させ、働きやすい環境を整えていきます。また、企業理念に基づく行動を促すとともに、コンプライアンスを始めとした統制を強化してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目	第15期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第16期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第17期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第18期 (当期) 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高 (百万円)	128,694	209,303	292,364	282,961
経常利益 (百万円)	4,996	6,034	7,050	8,682
当期純利益 (百万円)	2,269	3,092	4,002	5,013
1株当たり当期純利益 (円)	50.73	61.46	82.16	112.07
総資産 (百万円)	48,944	87,297	98,146	102,404
純資産 (百万円)	19,677	28,262	21,443	25,731
1株当たり純資産 (円)	439.83	505.38	479.32	575.17
1株当たり配当金 (円)	26.50	26.50	31.50	40.00
配当性向 (%)	52.2	43.1	38.3	35.7

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 第16期における財産及び損益の状況の大幅な変動の要因は、主として平成24年10月1日付でパナソニック テレコム株式会社を吸収合併したことによるものであります。



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.35%（議決権比率）保有しております。当社は親会社から社外役員1名及び出向社員6名を受け入れております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業名	事業内容
コンシューマ事業	コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売、スマートフォン利用のお客様ニーズに応えリレーションを強化するためのポータルサイト「nexi（ネクシイ）」の運営
法人事業	法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売、スマートフォンを利用したソリューションサービス及びコンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供、インターネット接続サービス、M2Mソリューションの提供

(7) 主要な事業所

① 営業所等

本 社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
菊川事業所（物流・開通センター）	東京都墨田区
北海道・東北支社	宮城県仙台市青葉区
北海道支店	北海道札幌市北区
東海・北陸支社	愛知県名古屋市中村区
北陸支店	石川県金沢市
関西支社	大阪府大阪市淀川区
中国・四国支社	広島県広島市中区
四国支店	香川県高松市
九州支社	福岡県福岡市博多区
中国・四国支社 広島オフィス	広島県広島市中区
新宿ビジネスセンター	東京都新宿区
日本橋ビジネスセンター	東京都中央区

赤坂ビジネスセンター	東京都港区
茨城ビジネスセンター	茨城県水戸市
横浜ビジネスセンター	神奈川県横浜市西区

② 店舗

北海道地区	7店舗	関西地区	37店舗
東北地区	17店舗	中国地区	7店舗
北陸地区	11店舗	四国地区	6店舗
関東甲信越地区	99店舗	九州地区	42店舗
東海地区	43店舗	合計	269店舗

(注) 上記の当社が所有又は賃借する店舗のほか、二次代理店に運営を委託している154店舗があります。

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減 (△)	平均年齢	平均勤続年数
4,828名	141名	32.4歳	5.9年

(注) 上記人数には臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

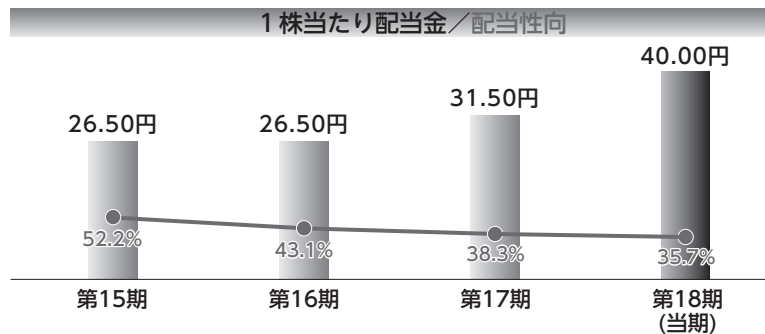
借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	百万円 3,000
株式会社みずほ銀行	1,500
株式会社三井住友銀行	1,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000
株式会社りそな銀行	1,000

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40%を目処に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当事業年度においては、配当金を増配し、1株当たり40円（中間18円、期末22円）、配当総額は17億89百万円、配当性向は35.7%を予定いたします。

なお、内部留保につきましては、キャリア認定ショップの拡充のための資金やその他の事業展開資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。



2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 153,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 44,738,068株 (自己株式11,184,932株を除く)
- (3) 株 主 数 4,582名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持株数	持株比率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	26,996,000株	60.34%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,441,202株	5.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,309,300株	2.93%
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,198,800株	2.68%
株 式 会 社 光 通 信	1,027,100株	2.30%
コ ネ ク シ オ 社 員 持 株 会	533,780株	1.19%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ISG	460,346株	1.03%
有 限 会 社 福 田 製 作 所	425,000株	0.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	400,500株	0.90%
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	349,600株	0.78%

(注) 当社は自己株式を11,184,932株 (20%) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 裕 雄	
取 締 役	佐 藤 正 人	副社長 執行役員 コンシューマ事業第一本部長
取 締 役	村 田 充	常務執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 管理本部長
取 締 役	目 時 利 一 郎	常務執行役員 法人事業本部長
取 締 役	直 田 宏	常務執行役員 経営企画部門長
取 締 役 (社 外)	新 宮 達 史	伊藤忠商事株式会社 住生活・情報カンパニー 情報・保険・物流部門長代行 兼 通信・モバイルビジネス部長 アシュリオン・ジャパン株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	柴 田 信 治	
監 査 役 (社 外)	遠 藤 隆	弁護士
監 査 役 (社 外)	阿 部 紘 武	公認会計士 新日鐵住金株式会社 社外監査役 本田技研工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 平成26年6月24日開催の第17期定時株主総会において、目時利一郎氏及び直田宏氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役金子信幸氏及び社外取締役安藤一郎氏は、平成26年6月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 社外監査役遠藤隆氏及び阿部紘武氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 社外監査役阿部紘武氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
5. 伊藤忠商事株式会社は、当社の親会社であります。
6. アシュリオン・ジャパン株式会社は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の関連会社であり、当社は同社と携帯電話等の売買取引があります。
7. 新日鐵住金株式会社及び本田技研工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

8. 事業年度中に退任した監査役

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
監査役（社外）	松 村 一 三	伊藤忠商事株式会社 住生活・情報 カンパニー CFO補佐 伊藤忠オリコ保険サービス株式会社 社外監査役	平成26年9月30日

（注）社外監査役松村一三氏は、辞任による退任であります。

9. 事業年度末日以降の異動

移動後の地位	氏 名	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異 動 日
取締役	佐 藤 正 人	副社長 執行役員	平成27年4月1日
取締役	村 田 充	常務執行役員 職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー	平成27年4月1日
取締役	目 時 利 一 郎	常務執行役員 営業管掌 兼 法人営業第二部門長	平成27年4月1日
取締役	新 宮 達 史	伊藤忠商事株式会社 住生活・情報 カンパニー 情報・通信部門長代行 アシュリオン・ジャパン株式会社 社外取締役	平成27年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	183百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	32百万円 (12百万円)

- （注）
1. 取締役の報酬等の額には、第18期定時株主総会において決議予定の賞与52,392,000円を含めております。
 2. 取締役の支給人数につきましては、平成26年6月24日開催の第17期定時株主総会において任期満了の取締役金子信幸氏及び社外取締役安藤一郎氏を含んでおります。
 3. 監査役の支給人数につきましては、平成26年9月30日辞任の社外監査役松村一三氏を含んでおります。
 4. 上記のほか社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は2百万円であります。

② 報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は、固定報酬額は株主総会にて決議された総額の範囲内で、内規に従い、企業倫理の実践、企業行動基準の遵守並びに長期的視点に立った組織運営などを勘案のうえ、代表取締役が決定しております。業績連動報酬額は、当期純利益等の業績指標から報酬月額等の乗数を決定する算式で求められる額を株主総会に諮った後に支給しております。

監査役については、株主総会にて決議された総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定の月額報酬のみを支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、12頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	新宮達史	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、必要に応じ、通信・メディア業界に関する知見と経験に基づき、適宜発言を行ってまいりました。
社外監査役	遠藤隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席、また監査役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士として、法律に関する専門的知見から、適宜発言を行ってまいりました。
社外監査役	阿部紘武	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席、また監査役会15回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士として、会計に関する専門的知見から、適宜発言を行ってまいりました。
社外監査役	松村一三	就任期間中開催の取締役会7回のうち全てに出席、また監査役会8回のうち全てに出席し、必要に応じ、当社の事業内容、経営実態に関する深い知識と経験に基づき、適宜発言を行ってまいりました。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第20条第3項の定めに従い、取締役から提案された決議の目的事項について同意の意思表示を行い、取締役会の承認決議があったものとみなしたことが5回あり、在任時の各監査役はそれについて異議を述べませんでした。
2. 社外監査役松村一三氏につきましては、平成26年9月30日辞任までの状況を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役新宮達史氏及び遠藤隆氏を除く各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 49百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 49百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の執行に関する体制を特に考慮し、会計処理担当部署及び財務担当部署と綿密な連携をとりつつ、監査役会が会計監査人の解任又は不再任の決定を行うこととしております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コーポレート・ガバナンス
 - a) 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - b) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - c) 代表取締役及び会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
 - d) 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
 - ロ. コンプライアンス
 - a) 『企業理念』及び『企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。
 - b) チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『コンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
 - c) 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。
 - d) 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
 - e) コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
 - f) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。
 - ハ. 財務報告の適正性確保のための体制
『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。
- 二. 内部監査
社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。
 - ロ. 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「経営レビュー制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。
 - ロ. 『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。
 - ハ. 中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。計画達成度は組織の業績評価を通じて従業員の賞与に連動させる。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、『コンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。
 - ロ. 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。
 - ロ. 当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、取締役会、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。

- . 使用人は、①当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令又は定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
 - . 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。
- ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

(ご参考)

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月30日開催の取締役会において、内容を一部改定しております。

当社及びその子会社における内部統制に関する事項、及び監査を支える体制等の整備に関する事項を追加いたしました。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第18期 平成27年3月31日現在	(ご参考) 第17期 平成26年3月31日現在
資産の部		
流動資産	80,041	75,322
現金及び預金	3,849	3,914
売掛金	48,573	45,993
商品及び製品	8,301	8,488
原材料及び貯蔵品	86	89
前払費用	649	649
繰延税金資産	3,147	2,508
未収入金	15,301	13,463
預け金	148	237
その他	—	0
貸倒引当金	△16	△21
固定資産	22,362	22,823
有形固定資産	3,995	3,471
建物	2,143	1,969
構築物	104	101
機械及び装置	8	8
工具、器具及び備品	1,673	1,326
土地	64	64
建設仮勘定	—	0
無形固定資産	14,290	15,241
のれん	1,923	2,018
ソフトウェア	475	470
ソフトウェア仮勘定	76	16
キャリアショップ運営権	11,800	12,721
その他	14	14
投資その他の資産	4,077	4,110
投資有価証券	333	188
関係会社株式	50	50
長期前払費用	214	114
敷金及び保証金	3,410	3,689
その他	154	138
貸倒引当金	△86	△70
資産合計	102,404	98,146

科 目	第18期 平成27年3月31日現在	(ご参考) 第17期 平成26年3月31日現在
負債の部		
流動負債	70,339	67,621
買掛金	26,244	27,271
未払代理店手数料	7,826	8,001
短期借入金	5,000	9,000
1年内返済予定の 長期借入金	3,000	—
未払金	15,014	13,544
未払費用	2,837	2,082
未払法人税等	2,255	2,786
未払消費税等	1,619	406
前受り金	14	10
預り金	1,292	1,462
賞与引当金	5,162	2,905
役員賞与引当金	52	20
その他	19	129
固定負債	6,332	9,081
長期借入金	—	3,000
退職給付引当金	3,735	4,367
繰延税金負債	1,747	1,033
資産除去債務	402	407
その他	446	273
負債合計	76,672	76,703
純資産の部		
株主資本	25,579	21,389
資本金	2,778	2,778
資本剰余金	9,779	9,779
資本準備金	3,180	3,180
その他資本剰余金	6,598	6,598
利益剰余金	22,214	18,024
利益準備金	5	5
その他利益剰余金	22,209	18,019
別途積立金	2,469	2,469
繰越利益剰余金	19,739	15,549
自己株式	△9,193	△9,193
評価・換算差額等	152	54
その他有価証券評価差額金	152	54
純資産合計	25,731	21,443
負債・純資産合計	102,404	98,146

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	(ご参考)第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	282,961	292,364
商品売上	206,570	206,199
卸売	76,390	86,164
商品売上	235,982	247,184
当期商品	8,488	9,284
前期商品	207,544	209,596
商品	216,032	218,880
商品	8,363	8,525
商品	61	37
商品	207,730	210,392
商品	28,252	36,792
商品	46,978	45,179
商品	38,386	38,211
商品	8,592	6,968
商品	173	162
商品	0	0
商品	0	—
商品	3	8
商品	20	21
商品	86	46
商品	—	17
商品	63	68
商品	82	79
商品	41	51
商品	0	5
商品	15	—
商品	16	13
商品	10	9
商品	8,682	7,050
商品	1	450
商品	—	439
商品	1	0
商品	—	11
商品	439	273
商品	—	11
商品	42	101
商品	44	56
商品	18	27
商品	326	71
商品	7	4
商品	8,244	7,228
商品	3,230	3,225
商品	3,569	2,989
商品	△338	236
商品	5,013	4,002

招集ご通知

添付書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他利益 剰 余 金 別途積立金
当 期 首 残 高	2,778	3,180	6,598	9,779	5	2,469
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,778	3,180	6,598	9,779	5	2,469
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,778	3,180	6,598	9,779	5	2,469

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	15,549	18,024	△9,193	21,389	54	21,443
会計方針の変更による累積的影響額	685	685	—	685	—	685
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,235	18,710	△9,193	22,075	54	22,129
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△1,509	△1,509	—	△1,509	—	△1,509
当 期 純 利 益	5,013	5,013	—	5,013	—	5,013
自己株式の取得	—	—	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	98	98
当 期 変 動 額 合 計	3,503	3,503	△0	3,503	98	3,602
当 期 末 残 高	19,739	22,214	△9,193	25,579	152	25,731

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

コネクシオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松村浩司®
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 箕輪恵美子®
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネクシオ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの、第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成27年5月13日

コネクシオ株式会社 監査役会
常勤監査役 柴田 信 治 ㊟
社外監査役 遠藤 隆 ㊟
社外監査役 阿部 紘 武 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的展望に立って積極的な事業展開を推進しつつ、企業体質の強化充実を図りながら、株主の皆様への利益の還元を行うことを重要な経営方針の1つと考えております。この方針に基づき、当期の業績及び配当の安定性などを総合的に考慮した結果、第18期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

- (1) 配当財産の種類
金銭とします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22.00円とします。
なお、この場合の配当総額は、金984,237,496円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日とします。

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されることになりました。当該法律の施行により新たに責任限定契約を締結できることとなった社外取締役以外の業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第23条（取締役の責任免除）及び第30条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。
- なお、定款第23条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 13.（省略） （新設） （新設） 14. 前各号に附帯関連する一切の業務	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 13.（現行どおり） 14. <u>損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> 15. <u>電気、ガス及びその他のエネルギー事業全般に関する業務</u> 16. 前各号に附帯関連する一切の業務
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第23条（取締役の責任免除） 1.（省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であら</u> かじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第23条（取締役の責任免除） 1.（現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であら</u> かじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条（監査役の責任免除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条（監査役の責任免除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

招集ご通知

添付書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化及び経営監督機能の強化を図るため1名増員し、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	いの うえ ひろ お 井上 裕雄 (昭和27年8月21日生)	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年4月 同社情報産業部門長 平成15年6月 同社執行役員 平成20年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー プレジデント 平成20年6月 同社代表取締役常務取締役 平成21年4月 同社情報通信・航空電子カンパニー プレジデント 平成22年4月 同社代表取締役常務執行役員 平成23年4月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社専務執行役員サービスビジネスセグメント分掌役員 兼 保守・運用サービス事業グループ担当役員 平成23年6月 同社取締役 兼 専務執行役員 平成24年4月 当社副社長 執行役員 平成24年6月 当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 営業第三部門管掌 平成24年10月 当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 法人事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成26年12月 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会副会長（現任）	15,900株

候補者番号	(ふりがな)氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	めときり いちろう 目時利一郎 (昭和34年9月3日生)	昭和57年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー経営企画部ブロードバンドビジネス開発室長 平成15年10月 同社情報通信ビジネス部ブロードバンドビジネス課長 平成16年4月 当社ソリューションビジネス部門長補佐 平成17年4月 当社ソリューションビジネス部門長 兼 企画・営業部長 平成19年6月 当社執行役員営業第三部門長 兼 ソリューション営業部長 平成22年4月 当社執行役員経営企画部長 平成24年6月 当社常務執行役員経営企画部長 平成25年4月 当社常務執行役員法人事業本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員法人事業本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員営業管掌 兼 法人営業第二部門長 (現任)	24,300株
3	むら た みつる 村田 充 (昭和28年12月19日生)	昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年5月 同社宇宙・情報・マルチメディア管理部長 平成19年5月 同社営業管理統括部金属・エネルギー管理室長 平成20年5月 同社経理部長代行 平成21年2月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社経理部長代行 平成21年4月 同社経理部長 平成24年4月 同社経理部付 平成24年5月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 機能部門管掌 平成24年10月 当社取締役常務執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 管理本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー (現任)	5,400株

招集のご通知

添付書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	すぐ た ひろし 直田 宏 (昭和32年9月8日生)	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年4月 同社情報産業ビジネス部長 平成18年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア経営企画部長 兼 宇宙・情報・マルチメディアカンパニーチーフイン フォメーションオフィサー 平成20年4月 同社情報産業部門長代行 兼 情報産業ビジネス部長 平成21年4月 同社海外市場部長 兼 海外市場部海外内部統制推進 室長 兼 海外市場部内部統制統括責任者 兼 海外市 場部 ITOCHU DNAプロジェクト責任者 平成23年4月 同社情報通信部門長代行 平成24年4月 伊藤忠ケーブルシステム株式会社代表取締役 平成26年4月 当社常務執行役員経営企画部門長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部門長（現任）	1,200株
5	しん ぐう たつ し 新宮 達史 (昭和39年7月9日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成19年4月 アシュリオン・ジャパン株式会社最高営業責任者 平成20年4月 同社取締役（現任） 平成20年5月 伊藤忠商事株式会社モバイル&ワイヤレス部長 平成20年6月 当社取締役 平成21年4月 伊藤忠商事株式会社モバイルネットワークビジネス 部長 平成23年4月 同社通信・モバイルビジネス部長 平成24年4月 同社住生活・情報カンパニー情報・保険・物流部門 長代行 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成27年4月 伊藤忠商事株式会社住生活・情報カンパニー 情報・ 通信部門長代行（現任）	一株
6	※ みや もと はじめ 宮本 元 (昭和23年7月8日生)	昭和61年4月 京セラ株式会社入社 平成4年3月 同社通信情報システム事業本部国内プリンタ営業部 長 平成9年4月 DDIエンジニアリング株式会社取締役 平成13年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社通信シ ステム営業本部副本部長 平成16年7月 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式 会社戦略企画本部長	一株

候補者番号	(ふりがな)氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	※ ほそい かず お 細井 一 雄 (昭和34年2月1日生)	昭和61年2月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成20年4月 コグノス株式会社代表取締役 平成21年6月 サン・マイクロシステムズ株式会社常務執行役員 平成22年6月 日本オラクル株式会社執行役員 平成24年3月 株式会社ジェフシード代表取締役社長 平成26年5月 情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション統括部長 (現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者が過去5年間(現在を含む。)に親会社(その子会社を含む。)の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
4. 候補者新宮達史氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
同氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。
また、当社は、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第23条(取締役の責任免除)の規定の一部を変更する予定であります。これにより、第2号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で新たに責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 候補者宮本元氏及び候補者細井一雄氏の両氏は、新任の社外取締役候補者であります。
- (1) 両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
・宮本元氏は、これまで他の会社の取締役を経験しており、また、情報通信産業について豊富な経験、見識を有しており、取締役の職務遂行の監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
・細井一雄氏は、これまで経営者として豊富な経験を有しており、経営者としての幅広い見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 両氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。また、当社は、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第23条(取締役の責任免除)の規定の一部を変更する予定であります。これにより、宮本元氏及び細井一雄氏の各氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役柴田信治氏が任期満了となります。つきましては、監査体制強化・充実を図るため、監査役を1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	(ふりがな)氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しば た のぶ じ 柴田信治 (昭和30年12月27日生)	昭和53年4月 日東肥料化学工業株式会社(現日東エフシー株式会社)入社 平成4年4月 株式会社ソフトウェアジャパン名古屋営業所所長 平成8年12月 伊藤忠エレクトロニクス株式会社(現伊藤忠インタラクティブ株式会社)情報家電部統括部長 平成10年6月 当社物流管理担当部長 平成18年1月 当社情報システム部長 平成21年4月 当社内部監査部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	4,100株
2	※ よしむら とくいちろう 吉村徳一郎 (昭和42年6月27日生)	平成2年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年3月 伊藤忠インターナショナル会社為替証券部(ニューヨーク駐在) 平成14年4月 ITOCHU Financial Services, Inc. 出向(President & CEO)(ニューヨーク駐在) 平成19年4月 伊藤忠キャピタル証券株式会社出向 取締役 平成23年4月 ITOCHU FINANCE(EUROPE)PLC 出向(Managing Director)(ロンドン駐在) 平成26年5月 伊藤忠商事株式会社財務部市場運用室長代行 平成27年5月 同社住生活・情報カンパニーCFO補佐 住生活・情報事業・リスク管理室長(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者が過去5年間(現在を含む。)に親会社(その子会社を含む。)の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
4. 候補者吉村徳一郎氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
当社は、社外監査役ではない監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第30条(監査役の実任)の規定の一部を変更する予定であります。これにより、第2号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、柴田信治氏の補欠の監査役として予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
つだ まさる 津田 賢 (昭和31年1月3日生)	昭和49年4月 日立自動車販売株式会社入社 平成20年7月 当社営業第四部門企画部長 平成21年4月 当社営業第二部門ショップサポート部長 平成22年4月 当社営業第四部門営業推進統轄部長 平成23年4月 当社機能部門業務管理部長 平成25年4月 当社内部監査部（現任）	一株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の功労に報いるため、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の5名に対し、当期純利益等の業績指標から報酬月額に乗数を決定する基準により算定した総額金52,392,000円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにしたいと存じます。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使
<http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (又は一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内図

会 場 **ベルサール新宿グランド コンференスセンター**
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階

会場の交通機関 東京メトロ丸の内線「西新宿駅」1番出口 徒歩約3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。